

保健医療計画及び周産期医療体制整備計画の改定

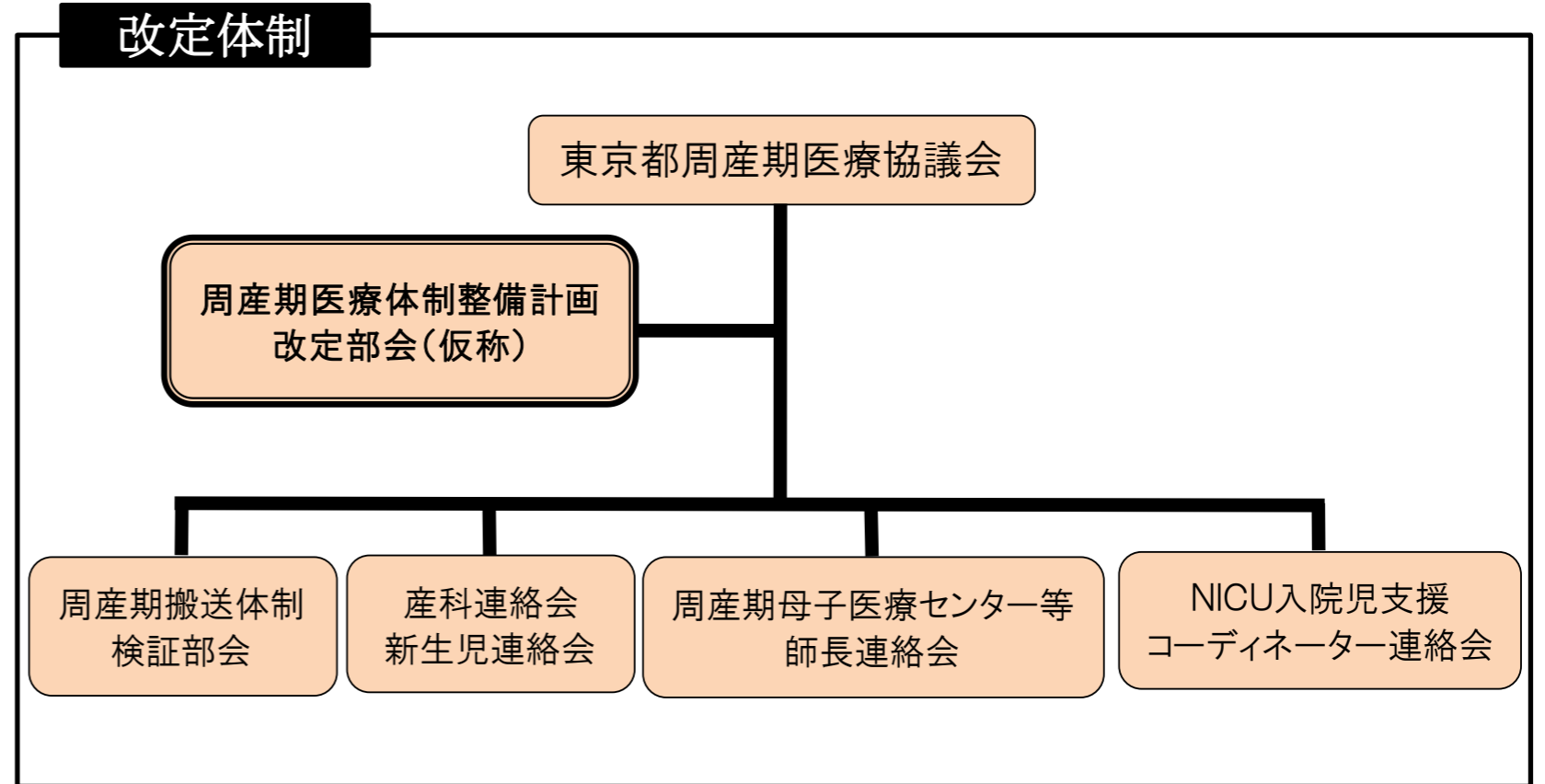
経緯

- 国は、平成22年1月に「周産期医療体制整備指針」を改定し都道府県において「周産期医療体制整備計画」を策定することを規定
- 都では、平成22年5月に東京都周産期医療協議会の下に、計画策定のための部会を設置し、同年10月に周産期医療体制整備計画を策定（計画期間：平成22～26年度）
- 平成27年度からの周産期医療体制の中長期的な整備方針を検討するために、平成26年6月に東京都周産期医療協議会の下に、「周産期医療体制整備計画策定部会」を設置し、平成27年3月に周産期医療体制整備計画を改定（計画期間：平成27～31年度）
- 国は、医療計画の見直しに向けて、指針を出す予定。周産期医療については、周産期医療体制整備計画を医療計画に一本化するとしており、周産期医療体制整備指針も医療計画の指針に一本化予定
- 次期東京都保健医療計画の計画期間は、従来の5年から6年に延長されるため、平成30年度から平成35年度までとなる。

【東京都周産期医療体制整備計画の扱いについて】

- 東京都保健医療計画と東京都周産期医療体制整備計画は、形式上は別計画とするが、内容を整合させ、実質的には一体のものとして扱う。
- 次期医療計画見直しに向けた指針を踏まえて、東京都保健医療計画の見直しを行うとともに、東京都周産期医療体制整備計画の一部改定を行う。
- 一部改定後の東京都周産期医療体制整備計画の計画期間は、東京都保健医療計画と同じく平成30年度から平成35年度までの6年間とする。ただし、計画期間の途中であっても、必要に応じて見直しを行う。
- 指針を踏まえた一部改定に向けた検討に当たっては、東京都周産期医療協議会に下に「周産期医療体制整備計画改定部会（仮称）」を設置する。

改定体制



改定スケジュール

	平成28年度	平成29年度				平成30年度 ～35年度
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
周産期医療協議会	● (部会設置の協議)	● (第1回) 改定の方向性、部会報告	● (第2回) 骨子案検討	● (第3回) 改定案検討	● (第4回) 改定案検討	必要に応じて見直し
整備計画改定部会		● (第1回) 改定の方向性、論点整理	● (第2回) 骨子案検討	● (第3回) 改定案検討	● (第4回) 改定案検討	